

平成26年度以降に競争性のある契約に移行予定のもの

(府省名:文部科学省)

契約名称及び内容	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称及び所在地		契約締結日	契約の相手方の商号又は名称及び住所		随意契約によることとした会計法令の根拠条文	随意契約によることとした理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	移行困難な事由	移行予定年限	備考	
	契約担当官等の氏名並びにその所属する部局の名称	所在地		契約の相手方の商号又は名称	住所										
公立学校施設整備費補助金等の執行事務管理システムの改修 一式	大臣官房会計課長 生川浩史	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年2月3日	一般財団法人 日本システム開発研究所	東京都新宿区富久町16番5号	会計法第29条の3第4項	「公立学校施設整備費補助金等執行事務管理システム」は、財団法人日本システム開発研究所が考案した「暗号化及び複合化処理機能」を使用したプログラムとなっていることから、本システムを安定運用させるための基盤である、システムに係る障害対応や保守を行い得る者はシステム開発者以外にない。 また、当該法人が開発し、同プログラムが使用されている「政府関係法人向け経理システム」や「予算編成システム」等を、当該財団法人が著作物として保有していることに鑑み、権利保護の観点からも当該法人以外では実施できない。 財団法人日本システム開発研究所の事業は全て一般財団法人日本システム開発研究所に継承されていることから、本件業務を行い得る相手方は一般財団法人日本システム開発研究所において他にないため、会計法第29条の3第4項に基づき随意契約するものである。	2,475,165	2,415,000	97.57%	-	-	-	-	公立学校施設整備費補助金等の制度変更による改修のため、今年度限りである。
原子力損害賠償紛争解決センター広報に係る新聞広告(一般家庭向け)	大臣官房会計課長 生川浩史	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月7日	福島民友新聞株式会社	福島県福島市柳町4-29	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	平成25年6月以降、原子力損害賠償に関する議員立法や附帯決議において、被害者の早期救済のため、被害者への情報提供やADRセンターの一層の周知徹底が要請されている。これまで、テレビ・ラジオ、インターネット等による広報を実施してきたが、本賠償未請求者は平成26年1月末現在で6,172人と依然として一定規模存在していることから、日々の記事が掲載され多くの人が目にする新聞広告による広報が必要である。広告の掲載誌については、福島県内の購読数を調査したところ、上位2紙である福島民報、福島民友の購読数を合わせると、全体の過半数を占めていること、3位、4位が全国紙であり、効果的な広報を行うことができないことから、福島民報及び福島民友を選定した。新聞広告の掲載内容にあたって、特に既存の広報では周知が不十分である主婦層に対しては、ADRセンターを周知し請求を促す必要がある。このため、主婦層の購読者数が県内第一位である福島民友には、一般家庭向けに特化したコンテンツを含む広告を掲載するものとする。 本件は、福島民友に原子力損害賠償紛争解決センターについての広告(一般家庭向け)を掲載するものであるが、広報の効果を高めるため、掲載日及び掲載欄については、紙面の内容・構成を勘案し決定する必要がある。福島民友の紙面の内容・構成の編集権を持ち、紙面の内容・構成を勘案した上で掲載日及び掲載欄を決定できる者は福島民友新聞株式会社以外において他にないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	カラー広告 2,241,750円 モノクロ広告 1,874,250円	カラー広告 2,241,750円 モノクロ広告 1,874,250円	100%	-	-	-	-	政策的効果を鑑み規模を縮小して少額随意契約で実施。
原子力損害賠償紛争解決センター広報に係る新聞広告(農林漁業者・労働者等向け)	大臣官房会計課長 生川浩史	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月7日	株式会社福島民報社	福島県福島市太田町13-17	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	平成25年6月以降、原子力損害賠償に関する議員立法や附帯決議において、被害者の早期救済のため、被害者への情報提供やADRセンターの一層の周知徹底が要請されている。これまで、テレビ・ラジオ、インターネット等による広報を実施してきたが、本賠償未請求者は平成26年1月末現在で6,172人と依然として一定規模存在していることから、日々の記事が掲載され多くの人が目にする新聞広告による広報が必要である。広告の掲載誌については、福島県内の購読数を調査したところ、上位2紙である福島民報、福島民友の購読数を合わせると、全体の過半数を占めていること、3位、4位が全国紙であり、効果的な広報を行うことができないことから、福島民報及び福島民友を選定した。新聞広告の掲載内容にあたっては、特に東京電力との直接交渉が難航している農林漁業者・労働者等に対しては、第三者が和解仲介を行う機関であるADRセンターの活用を促進する必要がある。このため、農林漁業者・労働者等の購読者数が県内第一位である福島民報には、当該ターゲット層向けに特化したコンテンツを含む広告を掲載するものとする。 本件は、福島民報に原子力損害賠償紛争解決センターについての広告(農林漁業者・労働者等向け)を掲載するものであるが、広報の効果を高めるため、掲載日及び掲載欄については、紙面の内容・構成を勘案し決定する必要がある。福島民報の紙面の内容・構成の編集権を持ち、紙面の内容・構成を勘案した上で掲載日及び掲載欄を決定できる者は株式会社福島民報社以外において他にないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号に基づき随意契約するものである。	カラー広告 2,446,500円 モノクロ広告 2,079,000円	カラー広告 2,446,500円 モノクロ広告 2,079,000円	100%	-	-	-	-	政策的効果を鑑み規模を縮小して少額随意契約で実施。
留学生促進キャンペーン「トビタテ!留学JAPAN」CM制作 一式	大臣官房会計課長 生川浩史	東京都千代田区霞が関3-2-2	平成26年3月12日	株式会社電通	東京都港区東新橋1-8-1	会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号	本件は、留学への共感の醸成を目的としたCMの制作であり、官民協働体制の下、世界で活躍する著名人(産業界代表、世界で活躍するスポーツ選手、芸術家、芸能人等)の方から若者に対するメッセージの作成、広報イベント等の開催を通じての活動を行ってきた。また、本活動の賛同人の一人である秋元康氏の提案により、秋元康氏をはじめAKB48の方々には、本キャンペーンのロゴスローガン記者発表会、TAKEOFFイベント参加、留学応援ソングの作成、発表会での講演等への参画を得た。AKB48を活用したこれらの広報活動により、パブリシティ活動の効果の最大化が図られた。そのためCMはAKB48の出演を得て作成する。 本件のCM作成にあたり、AKB48のテレビ、CM出演やイベント出演、公告などのマネジメントを一手に管理している株式会社AKSに出演・制作について打診したところ、当該CMの性質、本キャンペーンの実績・関連性を考慮したマネジメント実施の必要性から、株式会社電通に本件を制作させるよう指定があった。 このため契約の相手方としては、株式会社電通以外にはないため、会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項の規定により、株式会社電通と随意契約を締結するものである。	4,702,629	4,702,629	100%	-	-	-	-	当該事業は今年度限りのため、本契約も今年度限りである。